

1

第1部 Part One

憲法の基本原理

序章	憲法と立憲主義	002
	1 憲法と法律の違い	002
	2 憲法 99 の意味	003
	3 立憲主義	003
第1章	国民主権の原理	005
	1 日本国憲法の基本原理	005
	2 国民主権	005
	3 天皇制	006
	(1) 天皇の地位	006
	(2) 天皇の権能	007

2

第2部 Part Two

基本的人権

第2章	基本的人権の原理	012
	1 基本的人権の意義	012
	2 基本的人権の内容	013
	(1) 自由権	013
	ア 精神的自由に関するもの	013
	イ 経済的自由に関するもの	013
	ウ 自身の自由に関するもの	013
	(2) 参政権	014
	(3) 社会権	014
	(4) 受益権（国務請求権）	014
	(5) 平等権	014
	(6) 包括的基本権	014
	3 基本的人権の享有主体	015
	(1) 法人	015
	(2) 外国人	016

	ア 国政レベルの参政権 017	
	イ 地方レベルの参政権 018	ウ 入国の自由 019
	(3) 未成年者	020
	4 基本的人権の限界	021
	(1) 人権と公共の福祉	021
	(2) 公共の福祉による制約	023
	(3) 二重の基準論	024
	5 特別な法律関係	026
	(1) 公務員関係	027
	(2) 刑事収容施設の収容関係	028
	6 私人間における人権の効力	028
第 3 章	包括的基本権	032
	1 個人の尊重	032
	2 幸福追求権	033
	(1) 幸福追求権の内容	035
	(2) 新しい人権と警察活動	035
	ア 容貌等を撮影されない自由 035	
	イ 情報保護とプライバシー 039	
	(2) 新しい人権と私人間の関係	044
第 4 章	法の下での平等	047
	1 法の下での平等	047
	2 差別禁止と合理的な区別	049
	(1) 相対的平等	049
	(2) 不合理な差別事由	050
	ア 人 種 051	イ 信 条 051
	ウ 性 別 052	
	エ 社会的身分 052	オ 門 地 053
第 5 章	精神的自由権(1)	054
	1 思想・良心の自由	054
	(1) 意 義	054
	(2) 限 界	056
	2 信教の自由	060
	(1) 意 義	060

	(2) 内容と限界	060
	ア 信仰の自由 061	イ 宗教的行為の自由 061
	ウ 宗教的結社の自由 064	
	(3) 政教分離原則	066
3	学問の自由	069
	(1) 意義	069
	(2) 内容	069
	(3) 享有主体	070
	(4) 限界	071
第 6 章	精神的自由権(2)	072
	1 表現の自由の意義と価値	072
	(1) 意義	072
	(2) 価値	073
	2 表現の自由の内容	074
	(1) 知る権利	074
	ア 意義 074	イ 知る自由 074
	ウ 情報公開請求権 074	エ 知る権利の性格 075
	(2) 報道の自由・取材の自由	075
	ア 意義 075	イ 具体的問題 076
	(3) 性表現	081
	(4) 名誉毀損的表現	082
	(5) ヘイトスピーチ	083
	(6) 営利的表現（言論）	084
	3 事前抑制と検閲の禁止	084
	(1) 事前抑制の原則禁止	084
	(2) 検閲の絶対的禁止	085
	4 集会の自由	087
	(1) 意義	088
	(2) 限界	088
	(3) 具体的問題	089
	5 結社の自由	093
	(1) 意義	093

	(2) 限界	093
	6 通信の秘密	095
	(1) 意義	095
	(2) 限界	096
第 7 章	経済的自由権	098
	1 職業選択の自由	098
	(1) 意義	098
	(2) 限界	098
	(3) 具体的問題	099
	2 居住・移転の自由	102
	(1) 意義	102
	(2) 限界	103
	3 外国移住・国籍離脱の自由	104
	(1) 外国移住の自由	104
	(2) 国籍離脱の自由	104
	4 財産権	105
	(1) 意義	105
	(2) 限界	106
	(3) 損失補償	107
	ア趣旨 107	
	イ「公共のために用いる」の意義 108	
	ウ補償の要否の判断基準 108	
	エ「正当な補償」の内容 109	
	オ法律で補償規定を欠く場合の処理 109	
第 8 章	人身の自由	110
	1 奴隷的拘束及び意に反する苦役からの自由	110
	(1) 奴隷的拘束からの自由	110
	ア趣旨 110 イ限界 110	
	(2) 意に反する苦役からの自由	110
	ア趣旨 110 イ限界 111	
	(3) 私人間適用	111
	2 適正手続の保障	113

(1) 意 義	113
(2) 内 容	113
ア 手続の法定	113
イ 手続の適正	114
ウ 実体の法定	116
エ 実体の適正	117
(3) 行政手続との関係	118
3 不法な逮捕・抑留・拘禁からの自由	120
(1) 意 義	120
(2) 不当な逮捕からの自由	121
ア (逮捕) 令状主義	121
イ 令状主義の例外	122
(3) 不法な抑留・拘禁からの自由	123
ア 抑留・拘禁の理由の告知を受ける権利	123
イ 弁護士依頼権	123
ウ 拘禁理由の開示請求権	124
4 住居等の不可侵	125
(1) 意 義	125
(2) 不法な搜索・押収からの自由	126
ア (搜索) 令状主義	126
イ 令状主義の例外	127
(3) 行政手続との関係	127
5 拷問及び残虐な刑罰の禁止	129
(1) 拷問の禁止	129
(2) 残虐な刑罰の禁止	130
6 被告人の権利	130
(1) 公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利	130
ア 公平な裁判所の裁判を受ける権利	131
イ 迅速な裁判を受ける権利	132
ウ 公開裁判を受ける権利	133
(2) 証人に関する権利	134
ア 証人審問権 (37 条 2 項前段)	134
イ 証人喚問権 (37 条 2 項後段)	135
(3) 弁護士依頼権	136
ア 弁護士依頼権 (37 条 3 項前段)	136
イ 国選弁護士制度 (37 条 3 項後段)	137
(4) 自白の強要からの自由	138

ア 不利益供述強要の禁止	138
イ 自白の証拠能力の制限	140
ウ 自白の補強証拠	141
(5) 遡及処罰（事後法）の禁止、一事不再理と 二重処罰の禁止	143
ア 遡及処罰（事後法）の禁止（39条前段前半）	143
イ 一事不再理（39条前段後半）と二重処罰の禁止 （39条後段）	140

第9章	社会権	147
1	総説	147
2	生存権	149
	(1) 意義	149
	(2) 法的性格	151
	(3) 環境権	151
3	教育を受ける権利	152
	(1) 意義	153
	(2) 法的性格	153
	(3) 教育を受ける権利の内容	153
	ア 学習権 153	イ 教育の機会均等 154
	ウ 義務教育の無償 155	
	(4) 教育の自由	156
4	勤労の権利	156
	(1) 意義	157
	(2) 法的性格	157
	(3) 勤労条件の法定	158
	(4) 児童酷使の禁止	159
5	労働基本権	159
	(1) 意義	160
	(2) 法的性格	162
	ア 自由権的側面 162	イ 社会権的側面 162
	ウ 民事上の権利という側面 162	
	(3) 保障の内容と効果・限界	163

	ア 団結権 163	イ 団体交渉権 164	
	ウ 団体行動権 164		
第10章	参政権		166
	1 総説		166
	(1) 意義		166
	(2) 公務員の選定・罷免権		167
	(3) 公務員の全体の奉仕者性		168
	2 選挙権・被選挙権		169
	(1) 選挙権		169
	(2) 選挙の基本原則		169
	ア 普通選挙 (15条3項) 170		
	イ 平等選挙 (14条1項、44条ただし書) 170		
	ウ 自由選挙 (15条4項後段など) 172		
	エ 秘密選挙 (15条4項) 172	オ 直接選挙 174	
	(3) 被選挙権		174
	ア 意義 174	イ 被選挙権の制限 175	
	(4) 公務就任権		176
第11章	国務請求権 (受益権)		177
	1 総説		177
	2 請願権		177
	(1) 意義		177
	(2) 主体		178
	(3) 対象		178
	3 裁判を受ける権利		179
	4 国家賠償請求権		180
	5 刑事補償請求権		181
第12章	国民の義務		184
	1 総説		184
	2 教育の義務		184
	3 勤労の義務		185
	4 納税の義務		186

3

第3部 Part Three

統治機構

第13章	権力分立の原理	190
	1 総説	190
	2 権力分立（三権分立）	190
	(1) 意義	190
	(2) 三権のバランスをとるための権限	190
	ア 国会 191 イ 内閣 191 ウ 裁判所 191	
第14章	国会	193
	1 代表民主制（間接民主制）と政党	193
	(1) 代表民主制	193
	(2) 政党	194
	ア 意義 194 イ 憲法上の位置付け 194	
	2 国会の地位	195
	(1) 国権の最高機関	195
	(2) 唯一の立法機関	196
	ア 意義 196 イ 例外 197	
	ウ 委任命令・執行命令 197	
	3 国会の組織	199
	(1) 二院制（両院制）	199
	(2) 両院の関係	200
	ア 組織上の差異 200 イ 活動上の関係 200	
	ウ 衆議院の優越 201	
	4 国会議員の地位	203
	(1) 任期	203
	(2) 権能	204
	(3) 特権	205
	ア 不逮捕特権 205 イ 免責特権 209	
	5 国会の活動	212
	(1) 会期	212
	ア 会期の意義・種類 212	

イ 会期制に関連する原則	213
(2) 参議院の緊急集会	214
ア 権能	215
イ 衆議院の同意	216
(3) 会議の原則	217
ア 定足数と表決数	217
イ 会議の公開	218
(4) 両院協議会	218
ア 意義・構成	218
イ 必要的開催と任意的開催	219
ウ 議決の効果	219
エ 自然成立とみなし否決	220
6 国会の権能	221
(1) 法律の議決権	221
(2) 弾劾裁判所の設置権	222
(3) 内閣総理大臣の指名権	223
(4) 条約承認権	224
(5) 財政監督権	224
(6) 憲法改正の発議権	225
(7) その他の権能	225
7 議院の権能	225
(1) 議院自律権	225
ア 意義	225
イ 組織自律権	226
ウ 運営自律権	227
エ 財務自律権	228
(2) 国政調査権	229
ア 意義	229
イ 方法	229
ウ 限界	231

第15章 内閣 **234**

1 行政権と内閣	234
(1) 「行政権」とは	234
(2) 「内閣に属する」とは	234
2 内閣の組織	235
(1) 意義	235
(2) 内閣総理大臣	235
(3) 国务大臣	236
3 内閣総理大臣の権能	237
(1) 国务大臣の任免権	237

(2) 国務大臣の訴追の同意権	238
ア 趣旨	238
イ 意義	239
(3) 内閣の代表	240
ア 議案の提出	240
イ 一般国務及び外交関係の報告	241
ウ 行政各部の指揮監督	241
(4) 法律・政令への連署	243
4 内閣の権能	243
(1) 73条の権能	243
ア 法律の誠実な執行と国務の総理（1号）	244
イ 外交関係の処理（2号）	245
ウ 条約の締結（3号）	245
エ 官吏に関する事務の掌理（4号）	245
オ 予算の作成・提出（5号）	246
カ 政令の制定（6号）	246
キ 恩赦の決定（7号）	246
ク 他の一般行政事務（柱書）	247
(2) 73条以外の権能	248
ア 天皇との関係	248
イ 国会との関係	248
ウ 裁判所との関係	249
エ 財政との関係	250
5 内閣の終了	250
(1) 総辞職しなければならない場合	250
ア 69条の場合	250
イ 70条前段の場合	251
ウ 70条後段の場合	252
(2) 総辞職に伴う効果	253
6 議院内閣制	254
第16章 裁判所	257
1 司法権	257
(1) 意義	257
(2) 法律上の争訟	257
(3) 法律上の争訟に当たらないもの	258
ア 権利義務・法律関係に関する紛争に当たらない場合	258

第16章

イ 法的な解決可能性がない場合	258
2 司法権の限界	260
(1) 国際法上の限界	260
(2) 憲法上の限界	260
ア 憲法の明文による限界	260
イ 憲法解釈による限界	260
3 司法権の帰属	265
(1) 原則	265
ア 特別裁判所の禁止	265
イ 行政機関による終審裁判の禁止	266
(2) 例外	267
4 裁判所の構成と権能	267
(1) 裁判所の種類と裁判所間の関係	267
ア 最高裁判所	268
イ 下級裁判所	269
(2) 裁判所の権能	270
5 裁判の公開	271
6 司法権の独立	274
(1) 意義	274
(2) 司法府の独立	274
(3) 裁判官の職権行使の独立	275
(4) 裁判官の身分保障	277
ア 罷免	278
イ 懲戒	281
ウ 報酬の保障	281
7 違憲審査権	282
(1) 意義	282
(2) 性格	282
(3) 違憲判断の方法	283
(4) 違憲判決の効力	284
(5) 主体	285
(6) 対象	285
ア 国内法規範	285
イ 条約	286

第17章 財政 288

1 財政の基本原則	288
-----------	-----

	(1) 財政民主主義の原則	288
	(2) 租税法律主義	289
	(3) 国庫の支出・国庫債務負担行為の議決	290
	(4) 公金支出等の制限	291
	2 財政監督の方式	292
	(1) 予算	292
	(2) 予備費	294
	(3) 決算	295
	(4) 財政状況の報告	296
第18章	地方自治	297
	1 地方自治の基本原則	297
	2 地方公共団体の組織	298
	3 地方公共団体の権能	299
	(1) 地方公共団体の事務	299
	(2) 条例制定権	300
	ア 意義 300	イ 限界 301
	4 住民の権能	303
	(1) 直接請求制度	303
	(2) 地方自治特別法に対する住民投票	303
第19章	憲法改正	305
	1 総説	305
	2 手続	305
	(1) 国会の発議	306
	ア 発案 306	イ 審議 307
	ウ 議決 307	
	(2) 国民の承認	308
	(3) 天皇の公布	310
	3 憲法改正の限界	311
第20章	国法の体系	312
	1 総説	312
	2 法令の効力	312
	(1) 公布と施行	312
	(2) 我が国の法体系	313

(3) 法令相互の関係	313
ア 上位法優先の原則	313
イ 特別法優先の原則	313
ウ 後法優先の原則	314
3 法令の意義・制定手続等	315
(1) 憲法	315
(2) 法律	315
(3) 政令	316
(4) 省令（府令）	316
(5) 議院規則	316
(6) 最高裁判所規則	317
(7) 条例	317
(8) 条約	318